

○国際平和協力業務に従事する者に対する特別ほう賞実施要領

(平成4年9月8日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）に基づいて国際平和協力業務に従事する者に対し、その職務の遂行を保護し、任務の完遂を確保するため、下記の要領により、特別ほう賞を実施するものとする。

記

- 第1 国際平和協力業務に従事する者が、その業務に従事するに当たり、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡し、又は著しい身体障害が残ることが明らかな場合において、その行為が特に賞すべきものであると認められるときは、内閣総理大臣は、その者の功労を表彰し、特別ほう賞金を授与する。
- 第2 殉職者に対する表彰は、生前にさかのぼって行うものとする。
- 第3 特別ほう賞金は、殉職者ほう賞金及び障害者ほう賞金とし、殉職者ほう賞金の額は別表第1、障害者ほう賞金の額は別表第2のとおりとする。
- 第4 殉職者ほう賞金は、殉職者の遺族に授与するものとする。
- 2 遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、殉職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、殉職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者
- 3 殉職者ほう賞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 殉職者ほう賞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、殉職者ほう賞金は、その人数によって等分して授与するものとする。
- 5 殉職者ほう賞金を受けるべき遺族が、第2項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、その2分の1に相当する額以内を減額することができる。
- 第5 この要領は、平成4年9月11日から施行する。

別表第1

功 勞 の 区 分	金 額
特に抜群の功勞があると認められる場合	7,000,000円を超え、10,000,000円以下
抜群の功勞があると認められる場合	5,000,000円を超え、7,000,000円以下
顕著な功勞があると認められる場合	5,000,000円以下

別表第2

功勞の区分	身体障害の程度		
	身体障害が著しく重いものである場合	身体障害が特に重いものである場合	身体障害が重いものである場合
抜群の功勞があると認められる場合	4,900,000円を超え、7,000,000円以下の金額	2,800,000円を超え、4,900,000円以下の金額	2,800,000円以下の金額
顕著な功勞があると認められる場合	3,500,000円を超え、5,000,000円以下の金額	2,000,000円を超え、3,500,000円以下の金額	2,000,000円以下の金額

備考

- 1 身体障害が著しく重いものである場合とは、身体障害が国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）別表（以下「別表」という。）の第1級から第3級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 2 身体障害が特に重いものである場合とは、身体障害が別表第4級から第6級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 3 身体障害が重いものである場合とは、身体障害が別表第7級から第8級までの等級に該当するものである場合をいう。